

富田ヘルパーステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 富田ケアセンター有限会社が開設する富田ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業または介護保険法に基づく第1号訪問事業（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業所の指定介護予防訪問介護又は介護保険法第1号訪問事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

3 訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 富田ヘルパーステーション
- 二 所在地 倉敷市玉島道口78-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（介護職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1人以上（常勤）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員等 2.5人以上（常勤2人以上、非常勤1人以上）
訪問介護員等は、訪問介護事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護事業の内容）

第6条 訪問介護事業の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

（利用料その他の費用の額）

第7条 訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は、市町の定める額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護事業を行う場合の交通費として、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

- 一 公共交通機関（タクシーを除く。）を使用する場合は、事業所最寄りの駅等から利用者の居宅最寄りの駅等までの片道ごとの運賃と、事業所最寄りの駅等から通常の事業の実施地域を越える地点に最も近い駅等までの片道ごとの運賃との差額に相当する額。
- 二 タクシーを使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道ごとの実費。
- 三 自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに40円。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

4 ご利用者様都合により、サービスを中止する場合は、利用日の前日までに連絡がなかった場合キャンセル料が必要となります。1回あたり500円の自己負担となります。ただし、ご利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、浅口市、総社市、矢掛町及び里庄町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（虐待防止のための措置）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（衛生管理等）

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第13条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、富田ケアセンター有限会社が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和1年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。